

## 廃家電の適切な処理に関する周知についてのポイント

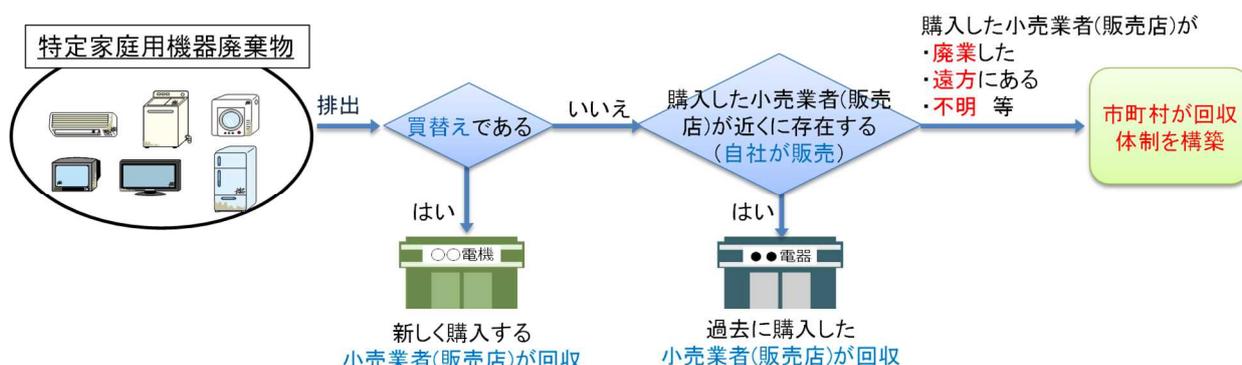
廃家電のリサイクル推進のため、住民の皆様には適切な処分をしていただく必要があります。家電4品目の正しい捨て方について、以下にお示しするポイントを踏まえ、住民の皆様への周知をお願いします。

### 1. 家電の捨て方は状況に応じて3パターン

家電4品目の捨て方には、状況に応じて以下の3つのパターンがあることを明示してください。

- (1) 買い替える場合 … 新しい製品を買う小売店に引渡し
- (2) 処分のみの場合 … 処分する製品を買った小売店に引渡し
- (3) 処分する製品を買った小売店に引き渡せない場合※ … 各市町村の指示に沿って処分（2.参照）

※ 「引き渡せない場合」としては、①買った小売店が既に廃業している、②買った小売店が遠方である、③どこの小売店で買ったかを思い出せない 等の場合があります。



#### <不十分な告知の例①>

- 「買い替える場合、新しい製品を買った小売店に引き渡すこと」や「処分のみの場合、その製品を買った小売店に引き渡すこと」といった家電リサイクル法の原則が明記されていない。

### 2. 処分する製品を買った小売店に引き渡せない場合の引渡方法

処分する製品を買った小売店に引き渡せない場合の引渡方法については、市町村ごとに明示していただく必要があります。この場合の引渡方法としては、

- (1) 市町村自らが回収する
- (2) 市町村が指定する小売業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者に回収を依頼する
- (3) 排出者（住民）が自ら指定された場所に持込む

の3つが考えられますが、排出者が自前の運搬手段（自動車等）を持たない場合もあり得ますので、市町村には、少なくとも(1)か(2)のいずれかの方法を御用意いただく必要があります。

<不十分な告知の例②>

- 処分する製品を買った小売店に引き渡せない場合の引渡方法として、排出者自らが指定された場所に持込む方法しか示されていない。

### 3. 小売業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制の構築

処分する製品を買った小売店に引き渡せない場合の引渡方法として、(1)市町村自ら回収するか、(2)排出者が回収を依頼出来る小売業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者を指定するか、いずれか(又は両方)の体制を構築していただく必要がありますが、多くの市町村にとっては、(2)がより現実的な対応策であると言えます。このため、以下に(2)の方法で回収体制を構築するための手順をステップごとにお示しします。

<ステップ1>回収してくれる事業者を探す

(i) 小売業者が回収する場合

市町村内または近隣の小売店に回収を依頼し、電話番号をウェブページ等で公表する旨、承諾を得ます(なお、小売店に関しては、環境省や全国都市清掃会議から家電量販店や電機商業組合に対し、市町村から義務外品回収の依頼があった場合には、できる限り対応していただくよう協力要請を行っています)。

(ii) 一般廃棄物収集運搬許可業者が回収する場合

市町村内の一般廃棄物収集運搬許可業者(市町村内に指定引取場所がない場合は近隣の指定引取場所がある市町村の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者)に回収を依頼し、電話番号をウェブページ等で公表する旨、承諾を得ます。

<ステップ2>市町村のウェブサイトやごみカレンダーで回収方法を周知する

ステップ1が完了したら、次に、市町村のウェブサイトやごみカレンダーで、廃家電の回収方法を周知します。その際、以下の4つの要素を盛り込んでいただく必要があります。

- 小売業者に引取義務のあるものは小売業者に依頼すること。
- その他の場合は、ステップ1で対応をお願いした事業者の電話番号を掲載すること。
- リサイクル料金や収集運搬料金がかかること。
- 引取日については回収してくれる人と相談して決める必要があること。

<不十分な告知の例③>

- 具体的な小売業者または一般廃棄物収集運搬許可業者の名称が示されていない。

## 4. 広報に記載いただく文言のひな形

### (1) 市町村が自ら回収する場合

#### 家電4品目の処分方法

エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については以下の方法のいずれかを選択して処分を行ってください。

1. 製品を買い替えるまたは購入した家電小売店に引き取りを依頼してください。  
※リサイクル料金、収集運搬料金が必要です。家電小売店に相談してください。
2. 買換えでなく、購入した小売業者が廃業した、遠方にあるまたは不明である等で購入した小売店を利用できない場合は市までご連絡ください（XX-XXXX-XXXX）。日程を調整の上、回収に伺います。  
※リサイクル料金、収集運搬料金が必要です。

### (2) 小売業者に回収を依頼する場合

#### 家電4品目の処分方法

エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については以下の方法のいずれかを選択して処分を行ってください。

1. 製品を買い替えるまたは購入した家電小売店に引き取りを依頼してください。  
※リサイクル料金、収集運搬料金が必要です。家電小売店に相談してください。
2. 買換えでなく、購入した小売業者が廃業した、遠方にあるまたは不明である等で購入した小売店を利用できない場合は以下の家電小売店に回収を依頼してください。  
※リサイクル料金、収集運搬料金が必要です。家電小売店に相談してください。  
※回収日について、家電小売店に相談してください。
  - ・〇〇〇電気（XX-XXXX-XXXX）
  - ・△△△電機△△店（YY-YYYY-YYYY）

### (3) 一般廃棄物収集運搬許可業者が回収する場合

#### 家電4品目の処分方法

エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については以下の方法のいずれかを選択して処分を行ってください。

1. 製品を買い替えるまたは購入した家電小売店に引き取りを依頼してください。  
※リサイクル料金、収集運搬料金が必要です。家電小売店に相談してください。
2. 買換えでなく、購入した小売業者が廃業した、遠方にあるまたは不明である等で購入した小売店を利用できない場合は、事前に郵便局で手続きと家電リサイクル料金の支払いを行い（<http://www.kaiketsukr.com/coupon/postoffice.html>）、以下の事業者へ回収を依頼してください。  
※収集運搬料金が必要ですので事業者へ相談してください。  
※回収日について、事業者へ相談してください。
  - ・〇〇〇清掃（XX-XXXX-XXXX）
  - ・△△△清掃社△△支店（YY-YYYY-YYYY）